

特251
392

353
996

米穀自治管理法に就て

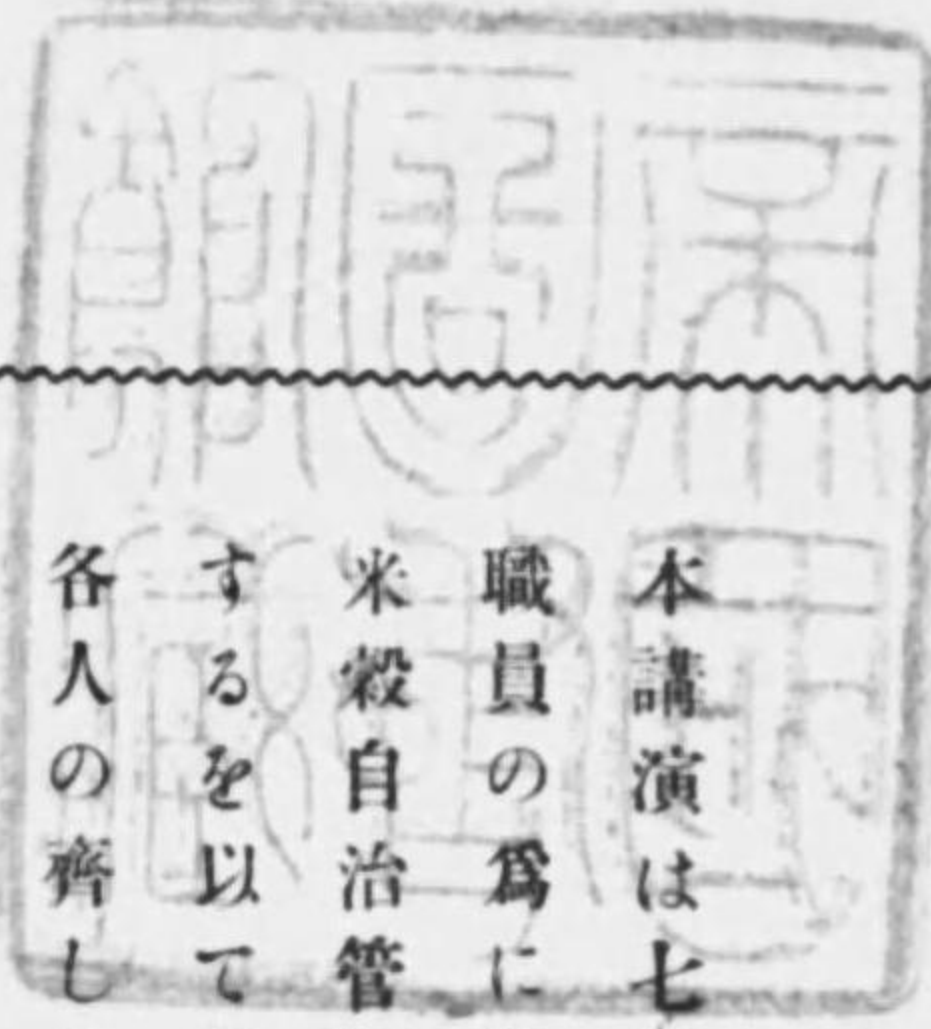
保証責任
全國米穀販賣購買組合聯合會

(代謄寫)

始



時251.
392.



緒 言

本講演は七月二十四日農林省米政課長村上富士太郎氏が全販聯
職員の爲に特に講演せられたるものなり。
米穀自治管理法の研究は産業組合人にとり刻下頗る重要事に屬
するを以て本講演の如き組織的なる解説は斯法に關心を有する
各人の齊しく翹望する極めて有益なる参考資料たるを信す。

昭和十一年八月

保証 責任 全國米穀販賣購買組合聯合會



目次

第一條	第一頁	米穀自治管理法に就て	第一頁
第二條	四	第十二條	五頁
第三條	五	第十三條	六
第四條	五	第十四條	六
第五條	十	第十五條	七
第六條	十一	第十六條	七
第七條	十一	第十七條	七
第八條	十二	第十八條	七
第九條	十二	第十九條	七
第十條	十四	第二十條	七
第十一條	十四	第二十一條	七
		第二十二條	七
		第二十三條	七
		第二十四條	七
		第二十五條	七
		第二十六條	七
		第二十七條	七
		第二十八條	七
		第二十九條	七
		第三十條	七
		第三十一條	七
		第三十二條	七
		第三十三條	七



第三十四條……………	三十四	第四十九條……………	四十九	第六十四條……………	四十八
第三十五條……………	三十五	第五十條……………	四十一	附 則……………	四十八
第三十六條……………	三十六	第五十一條……………	四十二	質疑應答……………	四十九
第三十七條……………	三十七	第五十二條……………	四十二		
第三十八條……………	三十八	第五十三條……………	四十二		
第三十九條……………	三十九	第五十四條……………	四十三		
第四十條……………	四十	第五十五條……………	四十三		
第四十一條……………	四十	第五十六條……………	四十四		
第四十二條……………	四十五	第五十七條……………	四十五		
第四十三條……………	三十六	第五十八條……………	四十六		
第四十四條……………	三十七	第五十九條……………	四十六		
第四十五條……………	三十七	第六十條……………	四十六		
第四十六條……………	三十八	第六十一條……………	四十六		
第四十七條……………	三十八	第六十二條……………	四十七		
第四十八條……………	三十九	第六十三條……………	四十八		

米穀自治管理法に就て

農林省米穀局米政課長

村 上 富 士 太 郎

只今から御話致しますが、此米穀自治管理法の趣旨、成立の沿革、大體の内容目的と云つたやうなことは、既に皆様御承知のことと思ひますから、今日又それを縷々と述べること避ます。又此法律に依つて生産者にどう云ふ影響があるか、消費者にどう云ふ影響を及ぼすか、商人に如何なる利害關係があるか、産業組合に如何、斯様な事も既に御承知の事と思ひますから今日は省いて置きます。今日は逐條的に此法律の御説明を致し、併せて發表し得る範圍内に於て運用の方針を御話申し上げたいと思ひます。唯遺憾ながらまだ此法律に伴ふ所の施行勅令及び施行細則とも言ふべき省令が發表になりませぬので、突込んだ所まで詳細に亘つて御説明をする自由を有しないことを甚だ遺憾とするやうな次第であります。

それでは第一條から御説明致します。

第一條 本法ハ内地、朝鮮及台灣ヲ通ズル過剩米穀ヲ統制スル爲、内地朝鮮及台灣ニ於テ米穀ノ自治管理ヲ行ハシムルコトヲ目的トス

第一條は本法の趣旨、本法の目的を掲げましたものでありまして、之に依つて第一に内地朝鮮臺灣を通ずる所の過剰米穀を統制するものであり、さうして其統制する方法は、内地、朝鮮及臺灣に於て米穀の自治的管理を民間團體をして爲さしむと云ふことを示してある。即ち本法は内地、朝鮮及臺灣を通じて當然適用せらるゝ所の法律であります。新様な内外地を通じて一貫したる方針の下に、一つの法律を以つて内外地に當然適用せらるゝと云ふことは、是は極めて稀な事例でありまして、從來殆んど其例を見ない所であります。

御承知の通り朝鮮及臺灣は内地と法域を異にして居ると謂はれて居ります。隨て内地の法律は普通の場合に於ては當然には適用になりませぬ。特に内地の法律を適用する場合に於ては勅令を以つて之を適用する旨を示す必要があるのです。例へば米穀統制法等に於きましては、關稅の増減免除、移入の制限と云つたやうな條項に付て、特に朝鮮及臺灣に適用する旨の勅令が出て居ります。斯様な勅令がなくして當然適用になる法律は、而も其全部が適用になる法律は極めて稀でありまして、斯様な例を開いたことは、是は全く此法律が從來と違つて内地、朝鮮、臺灣を一貫したる方針の下に統制を行つて行くと云ふ所から出て來た結果であります。

元來朝鮮及臺灣に於ては内地に於て立法事項と謂はるゝ所のものも、それ／＼の命令を以て爲し得る途が開かれて居ります。即ち朝鮮に於ては勅令を以て、臺灣に於ては律令を以て内地の法律事項に代るべきものを規定することが出来る。隨て此米穀自治管理法の如きも、之を内地のみに適用することゝし同様な内容のものを朝鮮の勅令又は臺灣の律令を以て規定することも可能であつたのであります。併しながら左様な場合に於ては、内地、朝鮮、臺灣の間に一貫したる法制を立てたと言ふ譯に行きませぬので、特に一つの法律を以て此三法域に跨つた所の立法をしたと云ふ所に極めて特異性を見出すのであります。隨て此法律の施行に要する命令は、朝鮮及臺灣に於ては勅令、或は律令と云ふものを出す譯に行かないのであります。之に伴ふ所の施行令としては、矢張り一つの勅令に依つて全部が制定される。而して勅令の細則である所の施行規則に於て始めて、内地に於ては農林省令、臺灣に於ては台灣總督府令、朝鮮に於ては朝鮮總督府令と分かれて行き、普通の行き方と非常に其處が違つて居る譯であります。「自治管理ヲ行ハシムル」と云ふことは、是は生産者等をして一定の範圍内に於て法律及行政官廳の指導監督の下に於て自らの發動の下に米穀の統制を行ふと云ふ意味であります。勿論自治と言ひまするけれども、廣汎なる自由が與へられる譯ではありませぬので、矢張り此目的が大體國家の統制々度に協力して民間に於て相當の統制を行ふ、國家の統制と民間の統制と相俟つて米穀統制の完璧を期しようとして云ふ目的の下に出て居るものでありますから、自治と云ふことから直ちに民間が廣汎なる所の活動範圍を統制上に於て與へらるゝと云ふ譯でなくして、本法の目的の範圍内に於て、本法の規定する範圍内に於て、而も國家の相當嚴重なる監督の下に一定の範圍内に於て自治的に活動が許される。斯う云ふ意味であります。斯様な意味に於て活動が許される場合に於ても之を自治と云ふことは決して妨げないことでありまして、其民間の自由活动が一定の範圍内に於て羈束

せらるゝが爲、此統制は自治統制に非ずして官治統制であると言ふことは、是は言葉の端に囚はれたる所の議論と思ひます。

それから第二條に移ります。

第二條 米穀生産者、土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ米穀ヲ小作料トシテ受クルモノ及命令ヲ以テ指定スル之ニ準ズル者ハ米穀統制組合ヲ設立スルコトヲ得

第二條は如何なる人が米穀統制組合を設立することを得るかと言ふことを定めた條文であります。第一の米穀生産者とは、即ち米穀を自作する者及米穀を小作する者を含む譯であります。次の「土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ米穀ヲ小作料トシテ受クルモノ」と云ふのは、第一には地主であり、其の外に土地に付て賃借權又は永小作權を有して居りまして、其土地を更に他人に又貸して小作料として米穀を受くる者、斯う云ふ者が土地に付權利を有する者にして米穀を小作料として受くるもの、中へ入ります。「命令ヲ以テ指定スル之ニ準ズル者」とは、朝鮮に於ける舍音の如き土地の管理人であつて管理の報酬として米穀を受くる者、又台灣に於ては同じく佃頭と云ふやうな土地管理人にして報酬を米にして受くる者、斯う云ふ者が指定せらるゝ譯になつて居ります。

斯様な者は米穀統制組合を設立することが出来ることになつて居ります。米作者或は地主であつても、總ての人が斯様な資格を有するものではなくして、是は後の第七條に於きまして其資格が限定せられて居ります。販賣米を持たない過小農或は極めて小さな地主、斯様な者は斯う云ふ資格を持たな

いことになつて居ります。

第三條 米穀統制組合ハ法人トシ第一條ノ自治管理ヲ行フヲ以テ目的トス

第三條は米穀統制組合が法人であると云ふことを明にしたものでありまして、即ち米穀統制組合は此特別法に依つて人格を認められたる所の一つの法人であります。而して是は自治管理を行ふを目的とするものでありまして、一つの公的事務を執行するものでありますから公法人と解します。隨て此法人の職員と云ふやうな者は公務員となる譯であります。

米穀統制組合に付ては之を産業組合等に於て代行することが認められて居りますが、然らば産業組合が代行團體の範圍内に於ては公法人となるのかと云ふに、さうは解しませぬ。即ち産業組合は本法によつて公的の事務を執行することにはなりません。法人の性質はどこ迄も私法人である。隨て産業組合の理事は、是は公務員になることにはないのであります。

第四條 米穀統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ニ限リ之ヲ行フモノトス

一 第四十三條（第五十六條第二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ組合ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ組合員ニ對シ割當ツルコト

二 組合ニ於テ統制スベキ米穀ヲ貯藏スルコト

三 前號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付組合員ニ資金ノ融通又ハ其ノ斡旋ヲ爲スコト

四 第四十九條、第五十條（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第五十七條ノ規

定ニ依リ米穀ノ賣渡ヲ爲スコト

五 貯藏米穀ノ倉庫證券ヲ發行スルコト

六 第二號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニシテ貯藏ヲ解除シタルモノヲ委託ヲ受ケ販賣又ハ保管

シ其ノ他米穀ノ自治管理ニ付帶シ必要ナル行爲ヲ爲スコト

前項第五號ノ倉庫證券及其ノ發行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條は此組合の行爲能力を限定した譯であります。是は一つの公的事務を執行する所の組合であります。其行爲能力は有ゆる方面に對して廣く無制限に認める譯には行かないのであつて、是は矢張り其事業を達成せしむるに必要な範圍内に於て之を限定する必要がある。隨て此一號から六號までに掲げました事項以外に於ては此組合は行爲能力を持つて居らない。隨て是れ以外の事項に關する所の此組合の爲したる法律行爲は、是は法律上當然無効と言はなければならぬと思ひます。

そこで組合の行爲はどう云ふことをするのかと言ふに第一には上級團體即ち米穀統制組合聯合會から割當てられたる所の數量を更に組合員に對して割當を爲す。第二には組合員に割當てられたる所の米穀を組合員より寄託を受けて之を貯藏する事。貯藏すると云ふ事は必しも自己の所有の倉庫に貯藏する必要はないのでありますが、少くとも其倉庫に對して組合が管理權を持つ必要があります。即ち地主の倉庫等を便宜借受けることは差支ないが、斯様な場合に於ては借受けた組合の一つの管理權の下に在る所の倉庫たることを必要とします。第三には組合員から寄託を受けて貯藏したる所の米穀に

付て組合員に資金の融通又は斡旋を爲す。即ち組合員は出來秋に賣るべき所の米穀の一部を法律に依つて組合に寄託しなければならぬ。そこで寄託した場合に於ては、寄託した米穀の價額に大體相當する所の金額に付て金融を受くる途がないと、組合員は金融上困難を來すことがあります。そこで此法律の實施と共に、一方政府に於きましては預金部から相當の低利資金を融通することになつて居ります。是は既に預金部運用委員會の假決議を取つてあります。それに依れば粃一石に付て十一圓の低利資金を出すことになつて居る。從て大體此統制の發動されるのは米價が最低價格に低迷するやうな場合に發動するのでありますから、大體に於て庭先相場の殆ど百パーセントに近い所の資金の融通が出る譯であります。是は議會等に於ては八割を原則とすると云ふやうな説が唱へられ、何かそれが一つの定則のやうに誤解されて居りますが、私共の考はさうでない。寧ろ殆ど全額に近い所の低利資金を出すこと云ふ下に立案されて居るのであります。十一圓と云ふのはさう云ふ見込で算出した數字であります。それに對しまして組合としては自らこの低利資金を借受けて、更に之を組合員に融通することも宜しいし、又自分は借受の主體にならずして斡旋だけをするのも宜しいと云ふことで融通又は斡旋を爲すことと云ふことになつて居ります。但し實際問題としては、内地に於きましては米穀統制組合には日本勸業銀行から資金が廻つて來ます。而して日本勸業銀行から米穀統制組合に廻り、米穀統制組合から組合員に廻すと云ふことになりません。此斡旋と云ふことは朝鮮に於ける所の米穀統制組合に於て適用があることと考へて居ります。内地に於ては大體自ら借受主體となつて更にそれを組合員

にやる。斯う云ふやうな形態を取るものと考へて居ります。

第四には第四十九條に依つて組合に統制を命ぜられた米穀の内貯蔵困難なるものに付て政府に賣渡を爲すことを得る。それから其米穀年度を越えて古米となつても尙ほ解除を許されないと云ふやうな場合に政府に賣渡を爲す。及び第二次統制の場合に於て同様に政府に賣渡を爲すこと、左様なことをやります。

それから第五には貯蔵米穀に對して倉庫證券を發行する。此倉庫證券は大體吾々の考では商法上の倉庫證券と同様に一券證券とする積りであります。即ち質入證券と預り證券の二枚證券にせずして一券證券にして、而して法律上の性質も倉庫證券と大體同様な方法にする積りであります。唯出來得べくんば其融通性等に付ては多少の制限を設けて見ようかと云ふやうな考を持つて居ります。勿論此倉庫證券を發行し得るのは組合が統制する所の米穀に限つてでありまして、それ以外のものに付ては倉庫證券は發行することは出來ませぬ。

第六には組合が統制米穀を貯蔵した場合に於て其貯蔵を解除した場合に於ては、其後も當分の間は委託を受けて之を保管することも出来る、又組合員の委託を受けて之を販賣することも出来ることになつて居る。「其ノ他米穀の自治管理ニ附帶シ必要ナル行爲ヲ爲ス」と云ふことは、例へば統制米穀を倉に持つて來る場合に於て荷集めの爲に運搬をする、或は倉に保管して居る米穀の燻蒸をするると云ふやうな自治管理に附帶して必要な行爲を爲すことでありまして、此必要な行爲と云ふも

のを廣く解して有ゆる行爲が爲し得ると云ふことではないのであります。例へば此米穀統制組合が割當てられたる統制米穀以外の米穀を任意に組合員に割當て、貯蔵すると云つたやうな行爲は出來ない。隨て左様な行爲は違法としなければなりません。即ち米穀統制組合と致しましては、上級團體から割當てられたる數量の範圍内に於て米穀を統制することでありまして、普通の産業組合のやうに共同販賣或は共同出荷を強制するとか、或は統制米以外の米穀を任意に割當て、貯蔵すると云つたやうな行爲は是は總て違法行爲になる譯であります。唯倉などを持つて居る場合に於て統制米穀が入つて居らない場合に空間利用をすると云ふやうなことはどうかと云ふやうなことがある。是は多少のこととは已むを得ないことぢやないかと思はれます。即ち何れの倉庫に於ても空いて居れば空倉に物を入れると云ふやうなことは事實問題としては已むを得ない。唯斯様な空倉に物を入れた場合に於てそれが假令米であつても統制組合としては、之に對して貯蔵米穀の倉庫證券を發行することは出來ませぬ。さう云ふ倉庫證券は、是は勿論無効であります。唯茲に御注意して置きたいことは、是か若し代行團體である販賣組合であればどうかと云ふ問題である。勿論販賣組合であつても統制米穀以外の米穀を組合員に割當て、さうして強制的に貯蔵をせしむると云つたやうな行爲は、是は代行團體としての範圍外の行爲でありますから、勿論さう云ふことは代行團體の行爲としては違法なりと認めなければならぬ。併ながら代行團體は其一面に於て販賣組合である。即ち販賣組合として米を共同販賣し或は米を保管し、而して其貯蔵する所の倉庫が一面に於て農業倉庫の認可を得て居る場合に於ては統制

米穀以外の米穀を貯蔵して之に對して農業倉庫證券を出すこと云ふことは勿論それは可能であつて、是が違法となることはない。唯統制米穀の範圍内に於ては茲に掲ぐる仕事以外の事は代行團體それ自體の働きとしては爲し得ないことになる譯である。産業組合固有の仕事は産業組合法の許す範圍内に於てやると云ふことは當然の事であつて、此點御混同のないやうに願ひます。

第五條 米穀統制組合ノ地區ハ内地ニ在リテハ市町村、朝鮮ニ在リテハ府郡島、台灣ニ在リテハ廳又ハ郡市ノ區域ニ依ル

特別ノ事情アルトキハ米穀統制組合ノ地區ハ前項ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外市町村等ノ區域ニ増減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル米穀統制組合ノ地區モ亦之ニ應ジテ増減アリタルモノトス

第五條は組合の地區の問題でありまして、内地に於ては市町村、朝鮮台灣に於ては稍々それより大きくして郡單位であります。唯台灣の市、朝鮮の府は大體内地の市と同様なものであります。之を單位區域と致しました。又台灣に在りて廳は大體朝鮮の州と同じく日本の縣と同じやうなものであります。是は特別行政区でありますから廳を單位區域にして居る譯であります。

統制組合の地區は特別の事情ある場合に於ては前項の區域に依らないことになつて居ります。即ち二町村を合併して一つの統制組合にすることも出来ないではない。又一町村と一部落と云ふことも出来ないではない。是は其處の米穀事情等が左様にして、統制することが宜しいと云ふやうな場合に限

られることとあります。第三項は普通の場合に於て町村の境界の變更があつた場合に於ては、當然それに依つて統制組合の地區も變更があつたものとする。即ち此場合に於て分割合併と云ふやうな面倒な手續を執らないで宜しいと云ふことにしてある。命令を以て定むる場合を除くと云ふのは、是は東京市が隣接數箇町村を合併したと云ふやうな場合に於ては、是は普通の市町村の區域の變更と見ないで、斯様な場合に於ては寧ろ分割合併の手續をさせる方が宜しいと云ふので、さう云ふ場合だけは當然地區が變更するものと致さないものであります。

第六條 米穀統制組合ノ名稱中ニハ米穀統制組合ナル文字ヲ用フベシ

本法ニ依リ設立シタル米穀統制組合ニ非ザレバ其ノ名稱中ニ米穀統制組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第六條は米穀統制組合なる名稱の專用及他の組合の僭稱禁止の規定であります。唯僭稱禁止に違反したる場合に於ては別に罰則はありません。

第七條 米穀統制組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地域内ノ第二條ニ掲グル者ヲ以テ其ノ組合トス

第七條はどう云ふ者が米穀統制組合員たる資格を有するかと云ふのでありまして、是は大體命令に讓つてある。其命令の内容の大體のことを申しますと、地主に在りては一町歩以上、小作に在りても一町歩以上、自作に在りては五段歩以上、地主兼自作と云ふやうなものは前項に準じて之を定め

る。即ち大體に於て販賣米を有する者を標準として行く。斯う云ふことになつて居る。但し是は地方状況に依つて此標準に據り難き處もありませうから、左様な處に付ては、多少特例を設けることが出来るやうにする積りであります。

第八條 米穀統制組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第八條は米穀統制組合の設立の手續でありまして、通常の場合は矢張り其地區内の組合員たる資格を有する者、是は第七條に基く命令に依つて決るものでありますが、其者の三分の二以上の同意を得て創立總會を開いて定款を議定し、さうして其他必要なる事項である所の組合長、副組合長と云ふやうな役員を選定し、さうして行政官廳の認可を受くることになつて居ります。

第九條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ區域ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ米穀統制組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

設立ヲ命ゼラレタル者命令ノ定ムル期間内ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ行政官廳ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條は強制設立の規定でありまして、御承知の通り米穀統制組合は一つの公的事務を執行する爲に必要なものである。隨て單なる任意的設立のみに委せて居る譯にゆかない。此點が産業組合のやうな私法人と違ふ所である。そこで必要ある場合に於ては、強制し得る途を開いてある。即ち組合員たる資格を有する者の内誰でも宜しい。其内の數人又は一人でも結構であるが、それに對して米穀統制組合の設立を命ずることが出来ます。其場合に於ては設立を命せられたる者は矢張り組合員たる資格を有する者に對して創立總會を何時開くと云ふことを通知し、さうして其創立總會に於て定款を議定し役員を定めて行政官廳の認可を受くるやうになつて居ります。

斯様に行政官廳の強制設立は先づ組合員たる資格を有する者の内の或者を特定してそれに對して一定の行爲を命ずるのでありますが、其者が命令の定むる期間内に設立の認可を申請しないやうなことがあるかも知れぬ。斯様な場合に對しては、其者を單に罰すると云ふことでは此設立をすると云ふ目的が達しないのでありますから、此法律に於きましては、設立を命せられたる者が命令の定むる期間内に設立の認可を申請しない場合に付ては別に之を罰しはしないが、それに代つて行政官廳が自ら定款を作つて、さうして役員を選任して自ら設立することが出来ることになつて居る。即ち行政官廳自らの手に依つて組合が設立出来る。斯う云ふ所まで廣く強制設立の規定を設けてあります。斯う云ふやうな規定は餘り其例が少いのであります。醫師法に基く所の醫師會令、齒科醫師法に基く齒科醫師會令等に其例を見る極めて特別な規定であります。

第十條 米穀統制組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ遲滞ナク組合設立ノ旨並ニ組合長及副組合長ノ住所及氏名ヲ告示スベシ

第十條は組合が何時成立したかと云ふことを決めたのでありまして、設立の認可のありたる時又は行政官廳が強制設立の目的を以て定款を作成した時に成立するのであります。組合が成立した場合に於ては、此組合は公法人でありまして、別に登記と云ふことがない。併ながら此組合は一面に於て米穀を政府に賣渡したり、又組合の委託を受けて委託販賣をしたり、色々法律行為をしますので、之を明にする必要があるもので、茲に特に告示手續を設けて遲滞なく組合設立の旨並に主なる役員である組合長及副組合長の住所氏名を告示することを必要としてあります。是は登記手續に代る意味合であります。

第十一條 米穀統制組合成立シタルトキハ其ノ地區内ノ組合員タル資格を有スル者ハ總テ其ノ組合員トス

第二條ニ該當スル者ニシテ第七條ノ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員タル資格ヲ有セザルモノハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ米穀統制組合ニ加入スルコトヲ得

第十一條は強制加入の規定でありまして、組合が成立した時には組合員たる資格を有する者は總て

當然其組合員となる譯である。是は農會或は水産會等と同じ例であります。隨て重要物産同業組合法に依るが如く、組合員たる資格を有する者は組合に加入する義務が生ずるのでなくして、加入を申込まなくても當然組合員となるのであります。隨て組合成立後に於きまして此資格を獲得した者は當然組合員となる。組合成立の時は一町歩以上でなかつた地主が、其後土地を買入れて一町歩以上になつたとすれば、其土地を買入れた時に當然此組合員になる譯である。又一町歩以上の地主が其土地を賣拂つた場合に於ては、其土地を賣拂つた時に當然其資格を消滅する。即ち之に對しては組合員の方から加入の意思又は脱退の意思を特に表明する必要がない。又組合員になつた以上は、其人が組合の統制に服しない場合に於ても、過怠金は課し得らるゝとしても之を除名する途はない。何時までも資格がある限り組合と共に終始することになる譯であります。

それから第二項は第七條の命令の定むる資格を有しない者、即ち五段歩以下の自作農であるとか、一町歩以下の小作者と云ふやうな過小農であつても、自分から米穀統制組合に加入を希望する者に付ては、定款に特別の定がある場合に於ては加入することが出來ると云ふことにしてある。是は米穀統制は一面に於ては生産者の利益を充分考慮に入れて居りますから、過小農に對して其利益を均霑することに全然機會を興へない譯に行かぬ。そこで定款が特にさう云ふことを認め、過小農が斯う云ふ組合に入ることを希望する場合に於ては、之を許すことゝ致した次第であります。

第十二條 米穀統制組合ニ總代會ヲ置ク總代會ハ組合長、副組合長及總代ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二條は組合に總代會を置くこと云ふ規定であります。隨て米穀統制組合は農會と同じく總代會主義でありまして、總會は特別の場合以外はない。總代會で大體運用して行くことになつて居ります。

第十三條 米穀統制組合ノ組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ總代ヲ選舉スベシ

第十三條は是は字句の通り、別に説明を要しないことと思ひます。

第十四條 左ニ掲グル事項ハ總代會ノ議決ヲ經ベシ

一、收支豫算

二、經費ノ分賦收入方法

三、事業報告及收支決算

四、借入金

五、定款ノ變更

六、第三十七條ニ於テ準用スル第八條ノ同意

七、第四十三條（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ割當

前項第一號、第二號、第四號及第五號ニ掲グル事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ

其ノ效力ヲ生ゼズ

第十四條は總代會の要決議事項でありまして、其内の第六は聯合會に加入する場合に於ての同意であります。さうして收支豫算であるとか、經費の分賦收入方法、或は借入金、定款の變更と云ふやう

なもの、行政官廳の認可を受くるに非ざれば其效力を生じないと云ふことにしてあります。此割當の決議に行政官廳の認可を必要としないのは、割當は成べく早く決定すべきものである。一々認可を経てそれから效力を生ずると云ふのでは割當が迅速に行はれると云ふことは出来ないでありますから、別に行政官廳の認可を經ずして當然効力が生ずることになつて居ります。

第十五條 定款ノ變更ハ總代會ニ於テ之ヲ組織スル者半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

定款ノ變更ガ地區ノ増減ニ關スルトキハ前項ノ規定ニ依ル議決ノ外新ニ編入セラレ又ハ削除セラレベキ區域内ノ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十五條は定款變更の規定でありまして是は普通の法人と同じく特別決議として居る譯であります

第十六條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外總代會及役員ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條は總代會及役員會に關して此法律に書いてないことは命令で定めることが出来ること云ふことになつて居ります。即ち總代會は如何なる場合に於て之を招集すべきか、役員任期、さう云つたやうなことを命令で定めようと云ふのであります。

第十七條 特別ノ事情アル米穀統制組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總代會ヲ設ケズ組合員ノ總代會ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

總代會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス

第十七條は特別の事情ある所の米穀統制組合には總代會を設けず組合員の總會を以て之に充つることが出来る。是は大體に於て朝鮮、台灣に於て適用のある規定でありまして、内地に於ては總代會主義を以て一貫したいと考へて居ります。

第十八條 米穀統制組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一人
副組合長 一人
評議員 數人

役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合長及副組合長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スル事ヲ妨ゲズ役員ノ選任及解任ハ總會ニ於テ之ヲ行フ

役員ノ解任並ニ第二項但書ノ規定ニ依ル組合長及副組合長ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

組合長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ行政官廳ハ總代ヲ指定シ組合長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得組合長及び副組合長ノ選任及退任ハ第四項及第二十六條ノ場合ヲ除クノ外其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

行政官廳第四項ノ認可、第五項ノ指定若ハ第二十六條ノ解任ヲ爲シ又ハ前項ノ届出ヲ受ケタルト

キハ遲滞ナク其ノ旨ヲ告示スベシ

第十八條は役員に關する規定でありまして、別に説明を要しないと思ひます。唯其役員の解任と云ふのは、是は役員の意思に反して其職を解くと云ふことであります。役員の普通の解任は是は總會の決議を要しないで役員自らが解任の意思を表示すれば、それで成立する。斯う解しなければならぬと思ひます。

第十九條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ總理ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ竝ニ組合ノ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第十九條は組合長、副組合長、評議員の權限を示した規定であります。即ち評議員なるものは役員の諮問機關であると共に監査機關であります。隨て評議員は事務の執行機關ではないのであります。

第二十條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ總會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外組合長ハ次ノ總會ニ之ヲ報告スベシ
前項ノ規定ニ依リ專決處分ヲ爲シタルトキハ組合長ハ次ノ總會ニ之ヲ報告スベシ

第二十條は總會附議事項の内臨時急施を要する場合に於て總會が成立しない。又は招集するの暇なきときは組合長が專決處分が出来ると云ふことにしてある。勿論此内定款の變更であるとか、割當であるとか云ふやうな組合員の意志を充分尊重することを要する重要事項に付ては專決處分が出来

ないことを命令で書くことになつて居ります。それ以外の借入金或は経費の分賦収入方法の一部變更と云つたやうなものが急施を要する場合は専決處分が出来ること云ふ事にしたいと云ふのであります。

第二十一條 米穀統制組合ハ第十八條ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ職員ヲ置クコトヲ得

前項ノ職員ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條は役員以外に定款の定むる所に於て米穀統制組合は職員を置くことが出来る。是も内地には適用がなくして外地にのみ適用する條文である。此職員と云ふのは普通の雇員と云ふ意味とは違ふのでありまして、役員と稍同様の職權を有する者を謂ふのであります。是は朝鮮、臺灣等に於て組合長、副組合長が若し斯う云つたやうな公的事務に慣れた者であるとか、或は郡守等の官吏である場合はそれ以外に職員を置いて斯う云ふことを執行さして行かう。隨て内地の普通の統制組合が雇ふ所の事務員或は書記と云つたやうな者は此職員と云ふのに入らない。

第二十二條 米穀統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徴收スルコトヲ得

米穀統制組合ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ其ノ組合長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ米穀統制組合ハ其ノ徴收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結

了セザルトキハ組合長ハ行政官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル徴收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀統制組合ノ經費及過怠金ノ分賦徴收滯納處分、先取特權ノ順位及時効ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

經費ノ分賦及過怠金ノ徴收ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴願及行政訴訟（朝鮮ニ在リテハ異議ノ申立、臺灣ニ在リテハ異議ノ申立及訴願ニ限ル）ヲ爲スコトヲ得

第二十二條は統制組合の財務に關する規定であります。統制組合は組合員に對して經費を分賦し又違反者に對して過怠金を徴收することが出来ます。隨て統制組合の經費又は過怠金を滯納する場合に於ては市町村長に依頼して市町村税の例に依つて之を滯納處分に附することが出来る譯である。又市町村がさう云ふ請求を受けたる場合に於て自らやらないときは、組合長が市町村長に代つて強制徴收が出来ることにしてある。是も農會法水産會法等にある經費の強制徴收に關する所の規定と同じであります。又斯う云つたやうな場合に於ける先取特權の順位、之に對する所の救濟方法と云つたやうなものは從來ある立法例と同じものである。

唯茲で注意をして置きたいことは、統制組合を代行する販賣組合が、斯う云つたやうな強制徴收が

出来るかと云ふに、前にも述べましたやうに、統制組合を代行する所の販賣組合は、それに依つて公法人になる譯ではなし、又此二十二條は代行團體に準用されて居る譯ではないのでありますから、販賣組合は滞納者に對して強制徴收をすると云ふ途はない譯であります。勿論代行團體が農會である場合に於ては、農會法に於ては斯様な規定が認められて居りますから強制徴收することが出来るが、販賣組合の場合に於ては斯様なことは出来ないかと解するのを至當と存じます。

第二十三條 米穀統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ使用料及手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第二十三條は使用料及手数料を徴收する規定でありまして、使用料と云ふのは、例へば倉庫の使用料、手数料と云ふのは委託を受け販賣したやうな場合に於ける所の手数料、斯う云ふやうなものを徴收することが出来ることになつて居ります。是は定款の定むる所に依つて徴收するのでありまして、之に對しては二十二條の場合と違つて強制徴收は出来ない。是は二十四條に明にあるやうに民事訴訟に依つて行くより外仕方がないのであります。

第二十四條 使用料及手数料ノ徴收、米穀ノ寄託其ノ他米穀統制組合ト組合員トノ間ニ於ケル權利義務ニ關シテハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條は民事訴訟を提起することが出来ることと云ふ規定を設けたのでありまして、此本法に基く所の委託關係と云ふものは公法的關係であるか私法的關係であるか、時に學説が分れるかも知れぬ。

従つて右に付民事訴訟の提起が可能かどうか明文がないと問題となりますので茲に明文を設けた次第であります。吾々の解する所に於ては、此法律に依つて組合員は組合に對して米穀を寄託すべき公的義務が生じ、又組合としては組合員より寄託を受けて米穀を貯蔵すべき公的義務がある。是は何れも國家に對して斯様な公的義務を負ふ。而して斯様な國家に對して公的義務を負ふ關係上、之を逐行する爲一面に於て組合と組合員との間で寄託契約を結ばなければならぬ。此寄託契約は、然しながら矢張り一つの私法上の契約でありまして、民事關係と解します。隨て寄託契約に基く所の、例へば料金の問題、或は組合側に於て保管の不注意から生じたる所の損害の賠償、斯様なものは總て民事訴訟で行くべきものと云ふことを茲に明にしたのであります。勿論本法又は本法に基いて發する命令に別段の規定ある場合はそれに依るべきもので、第二十二條に基く所の經費の分賦徴收に對するものに付ては訴願及行政訴訟が開かれ、又本法に基く命令に依る割當に對しては異議の申立が出来る。此割當とか、或は第二十二條の經費の強制徴收に對してはそれぞれ異議、訴願行政訴訟のやうな救濟手段がありますから民事訴訟は認められませぬけれども、それ以外の使用料手数料の徴收、米穀の寄託と云つたやうな、米穀統制組合と組合員との間に於ける權利義務に對しては、民事訴訟を提起することになつて居ります。是は代行團體の場合に於ても同様であります。

第二十五條 行政官廳ハ米穀統制組合ニ對シ組合ノ事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ、組合ノ業務執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ、定款、收支豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必

要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十五條は米穀統制組合は公的義務を負担するが爲に、行政官廳に於ては之に對して相當の監督を爲し得ることを認めた譯であります。

第二十六條 行政官廳ハ米穀統制組合ノ決議若ハ選舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ決議、選舉若ハ當選ヲ取消シ、役員ヲ解任シ總代の改選ヲ命ジ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條も亦然りでありまして、第二十五條の法が積極的の命令であり、第二十六條の方が消極的の監督である。此點が違ふだけで兩方とも監督の規定であります。

第二十七條 米穀統制組合解散又ハ合併ヲ爲サントスルトキハ總代會ノ議決ヲ經且其ノ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得尙合併ノ場合ニ在リテハ定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

米穀統制組合分割ヲ爲サントスルトキハ前項ノ規定ニ準ズル議決及同意ノ外分割ノ各組合ノ組合員又ハ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得且定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第十條及第十五條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ニ規定スルモノヲ除クノ外解散、合併又ハ分割ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條は米穀統制組合が解散又は合併の場合でありまして、此場合に於ては普通の總代會の議決の外に組合員の三分の二以上の同意を得ると云ふこととして特別の重い條件を認めて居るのであります。それ以外は大體讀んで字の通りであります。

次に

第二十八條 米穀ヲ取扱フ販賣組合（以下米穀販賣組合ト稱ス）ノ存スル市町村ニ於テ特別ノ事情

アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制組合ノ事業ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀販賣組合ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ米穀販賣組合ナキ市町村に於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ農會ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

朝鮮及台灣ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀ヲ取扱フ産業組合又ハ農會ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

是は所謂代行の許可に關する規定でありまして、米穀を取扱ふ所の販賣組合の存する市町村に於きましては、特別の事情のある場合に於きましては米穀統制組合の事業を行政官廳の許可を受けて米穀販賣組合に於て之を行ふことが出来ることになつて居ります。米穀を取扱ふ販賣組合と云ふのは、結局定款に依つて定めるより外仕方がないと思ひます。特別の事情と云ふのは、例へば既に米穀販賣組合があつて、それが共同販賣をやり相當事業の成績が擧つて居る、さうして其の町村の實情上、更に

外の組合を作ると云ふことは町村住民の負擔を著しく加重ならしむる、或は新に左様な組合が出来て従來の組合と同じやうに米穀の共同販賣をすると云ふやうな場合に於きましては、従來の組合の販賣系統と今度の組合の販賣系統が相混亂して、販賣統制を紊ると云ふやうな弊害がある場合に於ては、行政官廳に於ては特別の事情ありと認めまして、代行團體を許可することが出来ます。従來市町村に於きまして我々最も困つたことと思はれるのは團體の多いことであり、團體の整理と云ふことが痛感せられる今日に於て、無用の組合が出来て、それが殆ど過剩米の統制以外に働きがないと云ふことであつては、是は却て町村の實情に適しないことが多い、そこで既に販賣組合があつて、それが相當成績優良であつて、却てそれを使ふことが町村の實情に適すると云ふ場合に於ては、斯様な販賣組合に代行を認めることゝ致したいと思ひます。

併し是はどこまでも例外でありまして、本則は統制組合でありますから、此法律が施行せられて、愈々實施に當りました場合に於ては米穀統制組合の設立の許可の申請が出て来る、一面に於て代行の申請が出たと云ふ場合に於ては、先づ米穀統制組合の設立を認めなければならぬと思ひます。又米穀統制組合が既に設立せられて事業を行つて居ると云ふやうな場合に於て、後に於て其處に米穀販賣組合が設立せられ、それが米穀を取扱ふやうになつても、當然前の米穀統制組合がそれに依つて消滅してしまふとか、取消を命ぜられると云ふことはない。法律の解釋としては、どこまでも米穀統制組合が原則であります。さうして米穀販賣組合は例外と云ふことに扱はなければならぬと思ひます。

それから農會は販賣組合のない場合に於て始めて第三次に斯う云ふ事業を行ふことが出来ることになつて居ります。

朝鮮、台灣に於ては産業組合、農會が矢張り同様に許可を受けて米穀統制組合の事業を行ふことが出来ることになつて居ります。併しながら實際は産業組合も發達せず、農會の代行と云ふこともどうかと云ふやうなことでありまして、殆ど代行團體は朝鮮、台灣に於ては事例が少からう。或は殆どなからうと豫想されて居ります。即ち朝鮮、台灣に於ては米穀統制組合及其の聯合會の系統に整理せられ、内地に於ては米穀統制組合の外に米穀販賣組合及農會と云ふものが三者相並んで此統制事業を行ふものと豫想されて居ります。

第二十九條 米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ團體員ニ非ズシテ其ノ區域内

ニ於テ米穀統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體員ニ準ジ第四條第一項ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第四條第一項ニ掲グル事業ヲ行フ團體ハ前項ニ規定スル者ヨリ團體員ノ例ニ準ジ使用料及手数料ヲ徴收スルコトヲ得

是は員外統制の條文でありまして、御承知の通り米穀販賣組合は私法人であり、任意加入の團體であります。米穀統制組合に於ては一定の資格を有する者であれば當然加入することになりますけれども、米穀販賣組合の場合は假令代行團體の許可を得ても、それに依つて一定資格の人が當然其組合に

加入する譯ではない。併しながら米穀統制組合の場合に於ては當然組合員たる資格を有する者、即ち相當の販賣米を有する地主或は米作者に對しては、矢張り販賣組合が之に對して過剰米を割當てると云ふことは、是は自治統制を行ふ上に於て必要のことでありませぬから、特に斯う云ふ條文を置きまして團體員と同様に米穀統制組合の組合員たる資格を有する者に對しては、組合員でなくても矢張り過剰米を割當てることが出來ると云ふことに致したのであります。勿論是は代行團體として斯う云ふ機能が與へられたのでありますから、從て此代行團體が上級團體から與へられた過剰米の割當の範圍内に於てのみ員外者に對して統制を行ふことが出來るのであります。代行團體と云ふ資格でない固有の産業組合の範圍内に於ては、斯う云ふ二十九條のやうな仕事は爲し得ない。而して二十九條に依つて團體員外に對しても統制を行つた場合には、矢張り其者から使用料及手数料を徵收することが出來る。即ち倉に米を保管した場合には其者から保管料を取ることが出來ます。又其者の委託を受けて販賣する場合に於ては手数料を徵收することが出來ることに致した譯であります。

第三十條 米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ガ第四十三條ノ規定（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル割當ヲ爲ス場合ニ於テハ總會又ハ總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス
米穀統制組合ノ事業ヲ行フ場合ニ於ケル前項ノ團體ノ監督及總會又ハ總會ニ關シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

是は米穀統制組合の事業を行ふ團體が割當を爲す場合に於ては、總會又は總會の議決を経ること

を要する旨の規定であります。是は産業組合法農會法等に於ては、割當に關しては特別の規定がありません。ませぬから、茲に一條を設けて、割當に關しては是は要決議事項と致したのであります。此總會又は總會に付ては勅令を以て特例を設けることが出來ることになつて居ります。併し其勅令に於ては是は一つの特別決議と致しまして、組合員の中であつても米穀統制組合員たる資格を有する者のみ、及組合員外であつても二十九條に依つて員外統制を受ける者、それから其外に地方長官から任命する特別の議員、此三者を以て此割當に關する總會又は總會を組織せしめやうと云ふ考を持つて居ります。即ち一般の場合と異つて居る、例へば其販賣組合の中には米穀統制組合員たる資格を有しない者即ち養蠶業者であるとか、或は自由職業者と云ふやうな者も販賣組合には這入つて居る者があります。斯様な者は此割當に關する總會又は總會からは除外せられて、組合員にして米穀統制組合員たる資格を有する者のみに之に列席することが出來るのである。其外に組合員でなくても二十九條に依つて員外統制を受ける者も矢張り此割當に關する總會には出席することが出來ると云ふことになつて居ります。更に是等の間を調和する爲に、特別議員と云ふものを設けまして、産業組合が代行する場合に於ては農會側から、農會が代行する場合に於ては産業組合側から特別議員を選定致しまして、さうして是等の者をして割當に關する決議をしたいと云ふのであります。

第三十一條 米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ハ團體相互ノ聯絡ヲ圖リ米穀ノ自治管理ヲ行フ目的ヲ以テ地方米穀統制組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得。

是は地方米穀統制組合聯合會を設立することが出来ると云ふ規定でありまして、此地方米穀統制組合聯合會は米穀統制組合、其の事業を行ふ販賣組合及農會、此三つが集つて地方米穀統制組合聯合會を組織することが出来ることになつて居ります。

條三十二條 地方米穀統制組合聯合會ハ法人トス

是は地方米穀統制組合聯合會が法人であることを示した條文であります。

第三十三條 地方米穀統制組合聯合會ノ地區ハ内地ニ在リテハ道府縣、朝鮮ニ在リテハ道、台灣ニ在リテハ州ノ區域ニ依ル

是は聯合會の地區でありまして、大體道府縣區域に依ることにしてあります。

第三十四條 地方米穀統制組合聯合會ニ總會ヲ置ク

總會ハ會長、副會長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス

是は地方米穀統制組合聯合會の總會は會長、副會長及議員を以て總會が成立すると云ふことを示してあります。

第三十五條 地方米穀統制組合聯合會ノ議員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ代表者ヲ以テ之ニ充ツ

是は聯合會の議員でありまして、米穀統制組合の場合に於ては其組合長、其事業を行ふ團體が産業組合である場合には産業組合の代表者である所の理事、其中數名ある場合に於ては其中の一人、農

會である場合には農會長、斯う云ふやうなものが當然議員になることを示してあります。

第三十六條 地方米穀統制組合聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長 一人

副會長 一人又ハ二人

評議員 數人

役員ハ議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨ゲズ

前項但書ノ規定ニ依ル會長及副會長ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

是は聯合會の役員の規定であります。

第三十七條 第四條第一項、第六條、第八條乃至第十條、第十一條第一項、第十四條乃至第十六條

第十八條第三項乃至第七項、第十九條乃至第二十一條、第二十二條第一項及第二十三條乃至第二

十六條ノ規定竝ニ第二十七條中解散ニ關スル規定ハ地方米穀統制組合聯合會ニ之ヲ準用ス

是は聯合會に對して統制組合の規定を準用した條文であります。そこで此第四條第一項が準用されて居りますから、聯合會を總て之に關する各般の全部の仕事が出来ると云ふやうに考へられますが併し是は、他の法文との關係上必しもさう解釋する譯に行かない。例へば第四條の四の政府に對して米穀の賣渡を爲すこと、是は統制組合若くは其代行團體に非ずんば爲し得ないこと、思ひます。又五

の貯蔵米穀に對して倉庫證券を發行すること、之も聯合會は爲し得ないと解釋致します。それから二の米穀を貯蔵することも同様であります。即ち聯合會の主なる職務と云ふものは第一に政府から割當てられた所の米穀を所屬組合に對して割當てると云ふことが主な仕事となると考へます。其の外の條文に付ては大體米穀統制組合に關する規定が全部之に準用になる譯であります。唯第二十七條に於て合併を認めないで解散だけを認めたのはどう云ふ譯かと申しますと、是は府縣を區域とするものでありますから、將來府縣が合併になると云ふやうなことは殆ど考へられないことゝ致しまして、合併に關する規定は適用しないで、解散に關する規定のみ適用したのであります。

第三十八條 勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケ道府縣ヲ區域トスル米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會（以下道府縣米穀販賣組合聯合會ト稱ス）ハ地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フコトヲ得

是は聯合會に對する代行の規定でありまして、各府縣販聯が地方米穀統制組合聯合會の事業の代行が出来る。尤も之も矢張り地方長官の許可を受けて斯う云ふことが出来ることとしたのであります。

第三十九條 地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合及所屬組合ニ非ズシテ米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ所屬組合ニ準ジ第三十七條ニ於テ準用スル第四條第一項ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ得

是は代行團體である所の府縣販聯は員外統制が矢張り第二十九條に於ける場合と同様に爲し得ると云ふことを規定した。即ち此員外統制を受ける者は第一は米穀統制組合第二は所屬組合に非ずして米穀統制組合の事業を行ふ團體、其中には先づ農會が考へられ、第二には府縣販聯に所屬して居ない所の米穀販賣組合にして米穀統制組合の事業を行ふ團體があれば、それも這入る。即ち米穀統制組合聯合會の場合に於ては其所屬團體は米穀統制組合、米穀統制組合の事業を行ふ所の米穀販賣組合、それから市町村農會は當然所屬組合になります。代行團體たる府縣販聯の場合には米穀統制組合とか或は市町村農會と云ふものは地方販聯の所屬組合にはなり得ない。是は法制上なり得ないのでありますから止むを得ず員外統制者としてなる譯であります。

第四十條 地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會第四十三條ノ規定（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル割當ヲ爲ス場合ニ於テハ總會又ハ總代會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第三十條第二項ノ規定ハ前項ノ團體ニ之ヲ準用ス
前條ニ規定スル米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代表者ヲ第一項ノ總會又ハ總代會ニ出席セシメ表決權ヲ行使セシムルコトヲ得

地方販聯の割當に關する決議に付ては米穀統制組合の事業を行ふ所屬販賣組合の外、同じく米穀統制組合及市町村農會代表者が當然出て來て表決に參與すると云ふことになつて居ります。即ち地方販

聯の場合は、米穀統制組合であるとか或は市町村農會、或は所屬組合に非ざる所の米穀販賣組合は所屬組合とはなりません。所屬組合と同様に割當に關しては表決權を行使することが出来ることになつて居ります。

第四十一條

政府ハ毎年内地、朝鮮及台灣ヲ通ジ米穀需給推算ヲ行ヒ米穀ノ供給過剩ナリト認ムルトキハ其ノ過剩數量の範圍内ニ於テ定ムル一定數量ノ米穀ヲ内地、朝鮮及台灣ニ於テ統制セシムルコトヲ得

前項ノ米穀需給推算ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ一定數量ノ内地、朝鮮及台灣ニ對スル割當ノ割合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ内地、朝鮮及台灣ノ米穀管外移出數量ノ増加趨勢ノ外ニ米穀管外移出數量、米穀收穫ノ豊凶等ヲモ參酌シテ之ヲ定ム

此第四十一條より先が實質的の規定でありまして、此第四十一條はどう云ふ場合に統制を命ずるのかと云ふ規定を設けたのであります。即ち需給推算を行つて米穀の供給が過剩である場合に於て、過剩數量の範圍内に於て一定數量を内地、朝鮮及台灣に割當て、統制せしむる譯であります。併しながら米價が最低價格の一割以上になれば解除を許可することになつて居りますから、假令需給推算上過剩米穀が出て、米價が最低價格の一割以上になり、或は間もなく一割以上に達すると云ふやうな米穀事情の場合に於ては此統制は發動しない譯であります。即ち米價が最低價格の一割以下に沈淪して居

つて、而も過剩米穀があると云ふ場合に於て此統制が發動する。其統制の割合は第三項に依つて決つて居ります如く、内地、朝鮮及台灣の米穀管外移出數量の増加趨勢と云ふことを主たる參酌資料として、それ以外の米穀管外移出數量、其年の米穀收穫の報告等を參酌して自治管理委員會に諮問して決定することになつて居ります。

併ながら當分の内は附則に於きまして内地は百分の三十五、朝鮮は百分の四十三、台灣は百分の二十二としまして、此三項は當分の内適用せられずして附則に依つて既に定つて居る所の一定の割合が當然適用になると云ふことになつて居ります。是は當分の内は斯様な割當に付て色々紛糾が起ると云ふことを避ける。即ち大體内地が三十五、朝鮮が四十三、台灣が二十二となることが現狀に最も適合して居りますから、此現狀が著しく變更しない限り、先づ此附則に依つて定められた數量を以て直に統制命令が出ると云ふことになつて居ります。

第四十二條

前條第一項ノ米穀需給推算及統制スベキ米穀ノ數量並ニ同條第三項ノ割當ノ割合ニ付テハ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム

米穀自治管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

是は米穀の需給推算とか、或はそれに依つて算出せられた過剩米穀の中全部を統制するか、或は其中の一部を統制するかと云つたやうな米穀のどれだけを統制すべきかと云ふ數量、それから前條の第三項が適用になる場合に於ては其一々の割當、斯う云つたやうなことは米穀自治管理委員會に於て諮

問して定めると云ふことになつて居ります。

第四十三條 政府は第四十一條ノ規定に依り内地、朝鮮及台灣ニ付定マリタル數量ヲ各内地、朝鮮及台灣ニ於ケル地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ニ對シ割當テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ジ、地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ割當ラレタル數量ヲ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルコトヲ要ス米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ其ノ割當ラレタル數量ヲ團體員及第二十九條ニ規定スル者ニ對シ割當ツルコトヲ要ス

朝鮮及台灣ニ於テ統制セシムベキ米穀ノ數量ノ割當ニ付テハ前二項ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

是は統制の方法を定めたるものでありまして、内地、朝鮮及台灣に對する所の割當が自治管理委員會に於て定まると、それ／＼定つた所の數量を政府は各地方米穀統制組合聯合會若しくは其事業を行ふ所の道府縣米穀販賣組合聯合會に對して割當てをして統制を命ずる譯であります。即ち、例へば過剩米穀が五百萬石ありと假定するならば内地は三割五分、即ち百七十五萬石を統制することになりま

すから此百七十五萬石分を地方米穀統制組合聯合會若しくは其代行團體に割當てるのであります。此割當は大體各地々々の生産高、それから管外移出高、販賣高等を參酌して行ふ考を持つて居ります。勿論早場米等に付ては米穀年度前に他管外に移出せられた數量と云ふものを考慮して多少之を減殺して割當てなければならぬと考へて居ります。斯様に米穀統制組合聯合會若しくは其代行團體に割當てられました場合に於ては、米穀統制組合聯合會は之を更に其所屬である所の米穀統制組合若しくは其事業を行ふ團體に割當てる譯であります。此割當の標準も大體生産高、販賣高等を標準とする譯であります。さうして單位組合に割當てられた場合に於ては單位組合は更に之を其團體員及二十九條に依つて員外統制を受ける者に對して割當をなす譯であります。此場合に於ては私共の方の考としては多少の自由を認めまして、希望には優先割當を認めやうかと考へて居ります。個人に對する分に於ては必しも其人の販賣高のみを見て、きつちり按分比例で行かずに、多少そこに融通性を認めて希望者のある場合には希望者に優先せしむると云ふやうなことも考へて居ります。それから朝鮮及台灣に於ては勅令を以て之に對する特例を設けることが出来る。即ち政府から直接に聯合會を通さずに統制組合に割當が出来ること云ふ途を開きたいと云ふことであります。

第四十四條 地方米穀統制組合聯合會若しくは其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀統制組合若しくは其ノ事業ヲ行フ團體前條ノ規定ニ依ル割當ヲ爲サザル場合ニ於テハ政府ハ之ニ代リ割當ヲ爲スコトヲ得

是は地方米穀統制組合聯合會若しくは其事業を行ふ團體又は米穀統制組合若しくは其事業を行ふ團體が割當をなさない場合には、政府は之に代つて割當をすることが出来る。政府が自から聯合會に代つて米穀統制組合に又は米穀統制組合に代つて各個人に割當をなすことが出来ることになつて居ります。

第四十五條 前二條ノ割當ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

此第四十五條に依る命令は、第一には割當の參酌標準、即ち聯合會に對しては生産高、管外移出高、販賣高、それから統制組合に對しては大體販賣高並に生産高、個人に對しては大體販賣高、但し希望者には優先せしむると云ふことを書くこと、一面に於ては割當に關する異議の規定を設けて、割當に不服ある者に對しては一定の規則に従つて割當をなした組合並に地方長官に異議並に訴願をなし得る途を開いて置く。斯う云ふことを規定する考であります。

第四十六條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ其ノ割當テラレタル數量ノ米穀ヲ貯藏スルコトヲ要ス但シ其ノ貯藏ヲ解除シタルモノ及第四十九條又ハ第五十條ノ規定ニ依リ政府ノ買入ヲ爲シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

是は米穀統制組合は其割當てられたる數量の米穀を貯藏しなければならぬ。但し政府に賣渡したものは或は貯藏を解除したものは其限りでない。それ以外のものは必ず貯藏しなければならぬと云ふことであります。

第四十七條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ團體員ハ第四十三條又ハ第四十四條ノ規定ニ依リ割當テラレタル數量ノ米穀ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ寄託スルコトヲ要ス第二十九條及第三十條ニ規定スル者ニ付亦同ジ

是は團體員の義務を規定したものでありまして、組合員が割當を受けた場合に於ては統制組合又は其事業を行ふ團體に對して寄託することを要する。此第四十六條及第四十七條は之に依つて組合及團

體員は總て國家に對して斯様な公的義務を負ふものと解して居ります。唯此第四十七條に對しては法律には別に之に對する所の罰則と云ふものが設けられて居りませぬ。是は農民に對する一つの利益のある仕事であるから、別に法律に依る罰則を以て強制しなくても宜からうと云ふことで斯うなつて居ります。併ながら實際問題としては多少そこに相當の強制力がなければ矢張り組合が貯藏の義務を遂行する上に於て組合員に寄託を強制する上に於て稍々困難がありはしないかと存じます。是等の點は命令等に於て多少考慮しやうと考へて居ります。

第四十八條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ第二項ノ場合及勅令ノ定ムル場合ヲ除クノ外第四十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏ノ解除ヲ爲スコトヲ得ズ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第四十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏ノ解除ヲ命ズルコトヲ得

是は米穀統制組合又は其事業を行ふ團體は政府から貯藏の解除を命せられた場合、及命令で定めたる一定の場合の外は勝手に其貯藏米の解除を爲すことが出来ないことを規定して居ります。勅令はどうか云ふことを定むるか云ふと、第一には米價が最低格價より一割以上に達したやうな場合、第二は米穀年度を越えたやうな場合、其他米が損傷したと云ふやうな場合に於ては解除が出来ること云ふことにしたいと云ふ方針を持つて居ります。それから政府は必要のある場合に於ては同様の場合にこちらから解除命令を出し得る。併し此解除命令は之に依つて必しも組合員が其米を他人に賣らなければなら

ぬと云ふことではない譯であります。唯それに付ては既に統制すべき組合の義務が解除せられたこと
 でありますから、従て左様な米穀に付ては、若し之に對して金利、保管料の補助がある場合に於ては
 政府としては補助しないと云ふことになるのであります。又古米格の補償もしないと云ふことになり
 ます。又貯藏を開始したる米穀年度を越えた場合に於ては、之に對しては最低價格に依る所の買入も
 ないと云ふことになります。斯様な意味でありまして、必しも倉から嚴密に米を出さなければならぬ
 と云ふことではない。倉から出す出さぬ、他人に賣る賣らぬは自由でありますけれども、解除命令が
 あつた後に於ては組合としては之に對して補助金の請求、古米格の補償の請求、又は其年度を越えた
 場合に於て、古米に對して最低價格と同様の値段を以て政府に對して買上の要求と云ふものが爲し得
 ないと云ふことになります。

第四十九條 政府は米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體が貯藏スベキ米穀中貯藏能力其ノ他ノ事
 情ニ依リ、貯藏困難ト認ムルモノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ申込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲
 ス

前項ノ買入價格ハ内地ニ在リテハ米穀統制法第二條ノ最低價格、朝鮮及臺灣ニ在リテハ勅令ノ定
 ムル所ニ依リ米穀生産費、物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ定メタル價格トス

是は貯藏すべき米穀中に貯藏能力其他の事情で、即ち組合に倉庫の設備がないとか、或は米の性質
 上民間に於ては貯藏困難であると云ふやうなものがあつた場合に、之に對して當該團體から賣渡の申

込があつた場合に政府が貯藏困難なりと認定した場合には買上を爲す。此貯藏困難なりや否やと云ふ
 認定は勿論政府にあるのでありまして、組合にはない。従て米穀統制法の場合のやうに直に最低價格
 で以て賣渡の申込があれば、それに對して直に政府が買上げると云ふのではなくて、政府に於て果し
 て貯藏困難なりや否やと云ふことを認定して、倉庫其他の關係上貯藏困難なりと認定した場合に於て
 斯う云ふ買上を政府が行ふのであります。さうして其價格は内地に在りては最低價格でありますが、
 朝鮮及臺灣に於ては最低價格と云ふものがないのでありますから、新に内地で最低價格を定むると同
 様な方法に依つて、米穀生産費、物價其の他の經濟事情を參酌した一種の最低價格と同じやうな價格を
 設けて、それに依つて買上をすると云ふことになつて居る。

第五十條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ガ第四十六條ノ
 規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニシテ當該米穀年度ヲ越ユルモノ其ノ貯藏ヲ解除セラレザルモノニ付買
 入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

是は貯藏を開始したる年度を越えて尙ほ米穀が貯藏せられて居ると云ふ場合、大體政府と致しまし
 ては、古米格を補償して解除する方針を取りたいと思ひます。此場合には必しも米價が最低價格より
 一割以上にならなくても解除する方針を取りたい。併ながら之を古米格を補償したのみに於て市場に
 放出する場合に於ては、却て貯藏者に迷惑が掛かると云ふやうな場合に於ては、古米格を補償して、

更に買入をなさうと云ふのであります。此場合に於ての買入価格は勅令を以て之を定むることになつて居りますが、大體に於ては最低価格より古米格補償を控除した價格で買ふ。即ち買入價格プラス古米格が、最低価格と同じとなると云ふことにする考へであります。

第五十一條 勅令ヲ以テ指定スル地ニ於ケル米穀取扱業者ハ米穀商統制組合ヲ設立スルコトヲ得

前項ノ米穀取扱業者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

是は米穀商統制組合の問題でありまして、此勅令を以て指定する地と云ふのは内地に於て六大都市又主要な米穀集散地に之を認めると云ふのであります。地方農村の如き生産地に於て米穀商統制組合を設ける必要は認めて居りませぬ。従て此勅令を以て指定する地は、例へば東京、大阪、神戸、名古屋、京都、横濱のやうな六大都市、その他酒田とか門司とか広島と云ふやうな重要な米穀集散地に限らうと思つて居ります。其の米穀取扱業者は大體に於て問屋、卸賣業者に限定する。其範圍は、是は必しも地方畫一でなくして、東京、大阪のやうな非常な大きな人の集つて居る所の大集散地、又酒田、門司のやうな稍々小規模の、集散地等に於ては、其資格も多少違へやうと云ふ考を持つて居ります。

第五十二條 米穀商統制組合ハ法人トシ第一條ノ自治管理ヲ行フヲ以テ目的トス

是は米穀商統制組合は法人であると云ふことを規定して居ります。

第五十三條 第四條第一項、第六條及第八條乃至第二十七條ノ規定ハ米穀商統制組合ニ之ヲ準用ス

是は米穀統制組合と米穀商統制組合とは同様の性質を有するので統制組合の規定を準用することを決めた譯であります。

第五十四條 勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀取扱業者の組織スル商業組合又ハ重要物産同業組合法若ハ

朝鮮重要物産同業組合法ニ依ル同業組合ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀商統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

是は米穀商統制組合に對しても代行を認めまして、商業組合とか或は重要物産同業組合は米穀商統制組合の代行を認めると云ふことに致してありますが、此場合の大體代行の許可の標準等も販賣組合或は農會の代行の許可の標準と同一にする積りであります。

第五十五條 勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ハ第四十一條ノ統制ヲ爲スモ米穀ノ供給過剰ニシテ米價ガ

米穀統制法ニ基キテ發スル勅令ニ定ムル標準最低價格ヲ下ラントスル虞アリト認ムルトキハ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ一定數量ノ米穀ヲ内地、朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムルコトヲ得

此第五十五條は第二次統制の問題でありまして、第二次統制は第一次統制をして、尙ほ米穀の供給が過剰である、而も米穀が標準最低價格を下らんとするやうな場合に於て、自治管理委員會に諮問して更に統制を加へる。此場合に於ては生産者側のみならず、米穀商統制組合及其代行團體と云ふ商人の團體をも加へて、之に統制を命ずる。斯う云ふことにしたい。此場合に於て此團體統制の場合には

商人の團體に優先せしむると云ふのではありませぬ。此場合に於ても米穀生産者及商人の團體兩方を同等に取扱つて、兩方に米穀事情より見て至當と認められる所の數量を割當てる積りであります。

第五十六條 前條ノ場合ニ於テハ政府ハ各内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ前條ノ一定數量ヲ割當テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ズ

第四十三條乃至第四十八條及第五十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ統制ヲ命ゼラレタル場合ニ之ヲ準用ス

此場合に於ては一方に於て政府から地方米穀統制組合聯合會に統制命令が行き、一方に於ては商業組合、米穀商統制組合に統制命令が行く、而して米穀商統制組合に付ては聯合會と云ふものが法律で認められて居りませぬから個々の米穀商統制組合に此割當が政府から行はれる譯であります。生産者側は矢張米穀統制組合聯合會及其代行團體に割當られ、米穀統制組合聯合會から更に其單位組合、單位組合から各團體員に行くと云ふ譯であります。一方は政府から直に米穀商統制組合の方に引き、それから團體員に行くと云ふことになります。即ち米穀商統制組合の方は聯合會と云ふものが省かれて二段階になる。米穀統制組合聯合會の方は三段階になると云ふことがちよつと違つて居る所です。其後の大體貯藏の義務解除はどう云ふ場合になし得るか云ふことは、總て第一次統制の場合と同じであります。

第五十七條 政府ハ米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ

團體ガ前條ノ規定ニ依リ貯藏スベキ米穀中貯藏能力其ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムルモノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ申込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ内地米ニ在リテハ米穀統制法第二條ノ最低價格、朝鮮米又ハ臺灣米ニ在リテハ勅令ノ定ムル一定價格以内ニ於テ時價ニ準據シテ定メタル價格トス

是は第二次統制の場合に於ても貯藏能力其他の關係上貯藏困難なりと云ふ米穀に付ては、當該團體より賣渡の申込があつた場合に於ては買入を爲すことが出来る旨の規定であります。此場合に於て唯價格が第一次統制の場合と朝鮮及臺灣に於ては異つて居ります。是は第一次統制の場合に於ては大體朝鮮及臺灣に於ても地元にて統制せしむるものでありますから、大體生産費を中心とした價格で宜しい。併しながら第二次統制の場合に於ては、朝鮮及臺灣には一月下旬に第二次統制の行はれる場合には米は大體移出港に集つて居ります。従て商人の手に多く渡つて居ると見なければなりません。斯様な場合には生産費を中心として買上げると云ふことでは、聊か買上を受ける商人に對して苛酷でありますから、此場合には一定價格の範圍内に於て時價に準據したる一定の價格で買上げやうと云ふのであります。

此處に朝鮮米又は臺灣米と云つて、特に單に朝鮮又は臺灣と書くのと書き分けてありますのは、場合に依つては朝鮮米又は臺灣米を内地の商人が持つて居る場合に、内地でも割當が出来ると云ふ意味

で、特に朝鮮米又は臺灣米と書いてある譯であります。

第五十八條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第十二條、第十八條、第十九條及第三十六條ノ規定（第三十七條

又ハ第五十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ關シ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

是は組合の役員、總代会、それから聯合會の役員、それから役員の權限、斯う云つたやうなものに對して、朝鮮、臺灣に於ては特例を設けることが出来る。即ち朝鮮に於ては、役員は組長或は副組長と云ふのは一人にしようとなふやうに、内地より更に自治的背景を弱くすると云ふやうな特例を設ける。是は外地の文化がまだ稍々内地と同一になつて居らぬと云ふことから来る所の當然の歸結であります。

第五十九條 地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ役員命令ノ定ムル第四十三條ノ規

定（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル割當ヲ爲スニ必要ナル行爲ヲ爲サザルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ役員命令ノ定ムル第四十三條ノ規定（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル割當ヲ爲スニ必要ナル行爲ヲ爲サザルトキ亦同ジ

第六十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第六十一條 米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體第四十六條ノ規定（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタルトキハ其ノ法人ノ

業務ヲ執行スル役員ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ組合又ハ團體第四十八條第一項ノ規定（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ

此第五十九條以下は罰則の規定でありまして、別に御説明を申上げる程のことなからうと思ひます。唯第六十二條に於て

第六十二條 米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體、地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ

團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ役員、第二十一條ノ職員、總代、議員、組合員又ハ代議員本法ニ依ル割當又ハ貯藏ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以上ノ懲役ニ處ス、因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

とありまして、收賄罪に付て特に規定がありますのは、此規定がありませんと米穀統制組合或は其代行團體である農會、或は米穀商統制組合と云つたやうなもの、役員は公務員でありますから普通の刑法に従つて收賄罪があります。所が一面此代行團體であつても販賣組合と云ふやうな場合に於ては、其理事は公務員でありませぬから、斯う云ふ規定がないと、假令職務に關して金錢を收受しても

それは罪にならぬ。さうすると同じ仕事を行ふ場合に於て非常に両方に於て均衡が取れない形になります。六十二條に特に斯う云ふ規定を設け、公務員であるとなしに拘らず、斯う云ふやうなものに對しては一定の刑罰をする。但し一般刑法上の刑罰より多少輕減しまして、微期も二年以下と云ふことにしてあります。大体一應是で説明を終りたいと思ひます。

第六十三條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ微役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六十四條 第四十九條、第五十條（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第五十七條ノ規定ニ依ル米穀ノ買入ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條第一項ニ規定スル一定數量ノ内地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當ノ割合ハ當分ノ内同條第三項ノ規定ニ拘ラズ内地百分ノ三十五、朝鮮百分ノ四十三、臺灣百分ノ二十二トス但政府ハ内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀收穫ノ豊凶等ニ依リ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ之ヲ變更スルコトヲ妨ゲズ

(終り)

米穀自治管理法に就ての質疑應答

【問】 第二十八條の第二項に「米穀販賣組合ナキ市町村ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ農會ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得」とありますが、既に發布施行當時に於て米穀販賣組合がないと云ふ場合に於て農會が行政官廳の許可を受けて米穀統制組合と云ふものを代行した場合に於ては、もう既に其後に於て米穀統制組合を作らうとしても出来ませぬか。

【答】 他のものが代行して居る場合には更に米穀統制組合を作ると云ふことは、私は無駄だと思ひます。従つてさう云ふ必要はないと思ひます。併し法律上から言へば他のものが代行して居る場合に於ても、本體のものが出来れば本體に讓つて、前のものは止めてしまふと云ふことも不可能なことではない。

【問】 そう云ふことがあると豫想して居りますか。

【答】 豫想して居りませぬ。

【問】 産業組合の方が後から出て来た場合は勿論いかぬと云ふことになりますか。

【答】 さうです。

【問】 此法律の中に米穀販賣組合と云ふ文字を使ふのに「米穀ヲ取扱フ販賣組合」と云ふ文字を

書いたのは何か理由がありますか。

【答】 別にありません。

【問】 第五十五條の統制の場合に於て、商業組合法に依る商業組合と、重要物産同業組合法に依る同業組合は、順序から行きますと所謂我々の産業組合の方から行きますと、是は聯合會があらませぬから直接に政府から割當が行くと云ふことになります。さうしますと商業組合と云ふものと我々の方の府縣聯合會と云ふものと同一の取扱をせられることになるかと思ひますが、此商業組合と云ふものは郡を區域として居るとか、或は小さな市を區域として居りますが、特に商業組合だけを我々の方の第一次統制の聯合會と同一の取扱ひをしたと云ふことは何か理由がありますか。

【答】 商業組合は府縣を單位とする聯合會はない譯であります。それで我々の方針として府縣を單位として居る商業組合聯合會に割當すると云ふことになれば、今度は府縣内の各市各郡の組合が聯合會を設置せなければならぬ。所が商業組合の場合に於ては米穀商統制組合は御承知の通り重要な都市を中心にして居る。それを各府縣に萬遍無く小都市から町村にまで米穀商統制組合を作ると云ふ趣旨になつて居らない。然らば東京、大阪、名古屋其他の全國の都市だけの聯合會と云つたやうな商業組合聯合會と云ふものは、是は考へられないし、又さう云ふものを作ると云ふことはどんなものかと思ひますから、それで是は個々の代行團體である商業組合にやるより外途はないと思ひます。聯合會と云ふものはないのでありますから、直接に行く譯であります。

【問】 重要物産同業組合の方は從來斡旋と云ふことをやつて居りますやうですが、是は斡旋をして居るものは米穀を取扱ふ同業組合と云ふことに解して宜いのでありますか。

【答】 こゝで重要物産同業組合と云ふものは米穀商の組合でありますから、斡旋とか云ふ問題でなく、米穀商の同業者の營業上の弊害を矯正する爲めのものでありますから……

【問】 御話の中に保管中の米穀の権利の移轉を法律に別ないから認めると云ふことでありますが、米を貯藏して居る間に於て、其権利の移轉を認めますことに於て、其間に此目的の一部が害されるやうなことはないでせうか。

【答】 それは権利の移轉を認めれば多少それに依つて米價に幾分の影響が絶對にないとは申上げられませぬが、併しながら其米はどこまでも負擔付のものであつて市場にそれが實際に出て來ると云ふ譯に行かない。何人の手に移つても此法律に依つて當然解除を受けるまでは市場に現實に出て來ると云ふことはないと思ひますから、假令権利の移轉を認めても、それに依つて所謂自治管理の目的を没却せしむると云ふことにはならぬと思ひます。然らば其権利の移轉を制限したら宜からうと云ふことは、是は立法論でありまして、立法上としては一つの議論になるかも知れませぬが、既に法律に於てさう云ふ制限が認められない今日に於て、之を権利の移轉を禁止する譯に行かぬのであります。

【問】 ちよつと考へると此貯藏米と云ふものに對して 相當の金利倉敷まで補助がある、或は一割以上の場合には解除すると云ふことになる、割合に確實な投資物になると云ふやうなことで、權

利の移轉に依つて買占めと云つたやうな、言葉が少し悪いかも知れまぬが。さう云ふことが運用上行はれ易いやうな状態になりはしないかと云ふことを考へましたのですが、如何なものでございませうか。

【答】 或は買占と云ふやうなことはあるかも知れませぬが、我々の方から言ひますれば、此場合に於て貯蔵者は低利資金の融通を受けて、別に金に困つて居らない、ですから別に商人に賣渡す必要もない、安い値段で賣渡す必要はない。高い値段で賣渡すのならば、是は別に我々がそれを制限する必要はない。殊に其實物が市場に出て來ないのでありますから、之に依つて假令買占が行はれたと假定しても、左様に米價に悪影響を及ぼすとは考へて居りませぬ。

【問】 第二十七條は解散又は合併と云ふことがありますが、解散は四圍の状況が、例へば田が少くなるとか何とか云ふやうな事情で解散を止むを得ずやると云ふのか、唯任意に解散が出来るかと解釋して宜いのでありますか。

【答】 御承知の通り是はやかましい法律になつて居りまして、設立も強制しなければならぬ。從て解散も任意には出來ない。矢張り是は認可制度になつて居ります。認可の條件としては田が非常に少くなり、從て販賣米がなくなつたと云ふやうな場合でなければ解散は出來ないのであります。

【問】 唯認可を受くべしと云ふことになつて居りますから、任意に解散をしやうとして、決議をして認可を受ければ解散が出来るかと云ふ風に解釋すれば、例へばそこに統制組合があつたのに、米穀

販賣組合があとから出來た、又米穀販賣組合が其機能を行ふ事が出来るかと云ふ事になれば、任意に解散を申出て解散しても宜いかと云ふやうに考へられるのでありますが、それは絶対駄目でありますか。

【答】 それは米穀統制組合と云ふものが其機能を失つて、どうしてもそれが旨く行かぬ、寧ろ此場合解散する方が可で、代行團體に於てやらせる方が其機能を發揮せしめることが出来るかと云ふならば宜いが、唯認可を受ければ解散が出来るかと云ふので、何等の準備なくして解散を申請してもそれは許されない。

【問】 それは唯田が少くなるとか何とか云ふやうなこと、さう云ふ土地の状況の變化と云ふことが解散に付ての唯一の條件ではない譯でありますか。

【答】 そればかりではありませぬ。それと米穀統制組合が出来るかと云ふやうな場合に於て、今代行團體がやつて居るが、代行團體よりも寧ろ米穀統制組合が出來た方が宜いと云ふやうな場合には、代行團體の方が止めて、寧ろ米穀統制組合が之に代る方が宜いと云ふやうな場合は本體でやつて行つて宜しいと思ひます。

【問】 第六十二條の罰則の中に代議員と云ふのがありますが、他には代議員と云ふのはありませぬが、是はどう云ふ意味でありますか。

【答】 是は別に意味がある譯ではありませぬ。唯重要物産同業組合に於ては代議員と云ふことになつて居りますから、其關係です。

【問】 割當を命ぜられた團體員が寄託をしない場合に何等罰則がないのでありますが、是で果して割當數量だけの貯蔵が出来るかどうか、是は無論出来ると云ふお見透しでせうが、罰則でなしに實際的に縛る方法があるでせうか。そんな奴には金を貸さぬとか何とか云ふ方法で……

【答】 それは考へては居ります。

【問】 粃貯蔵團體でありますが、是は産業組合の聯合會は認めないでせうか。

【答】 さう云ふことが必要でありますか、まだ是は何れとも決めて居りませぬ。若しどうしても必要だと云ふことなら考慮して宜しうございます。

【問】 販賣米の解釋でありますが、私共の考へて居るのは生産者の自家消費を引いたものが販賣米と考へて居りますが、多く考へて居りますのは管外移出と云ふことを考へて居るやうですが、是は勿論生産者の生産高から生産者の自家消費を引いたものが販賣米と解釋するのが正しいと思ひますが……。

【答】 勿論其通りであります。他から買つて来たものを入れますと、其統制量が非常に多くなつて、それこそ自家用米まで統制しなければならぬと云ふことになると思ひます。ですからさう云ふ意味ではありませぬ。

【終り】

終

3
6